

2020年8月6日

宮城県教育委員会 御中

自由法曹団宮城県支部

支部長 小野 寺 義 象

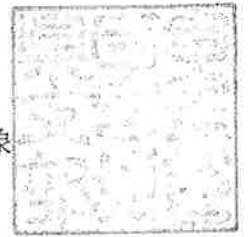
(連絡先)

〒980-0803 仙台市青葉区国分町一丁目3番20号

仙台中央法律事務所

弁護士 野 呂 圭

tel 022-227-2291 fax 022-227-2294



中学校教科書採択についての要請書

貴教育委員会におかれては、2021年4月から中学校で使用される教科書の採択手続を進められていることと存じます。

自由法曹団は、約2100名の弁護士で構成する法律家団体です。教科書採択については、とりわけ憲法や人権を扱う公民教科書や歴史認識・戦争責任に関わる歴史教科書に強く関心を持っています。また、情報公開の観点からは、教科書採択に関する会議及び会議録の公開の在り方についても関心を持っています。

育鵬社及び自由社の教科書は採択されるべきではないこと

貴教育委員会は、2015年の中学校教科書採択において、育鵬社の発行する歴史教科書を採択し、現在まで同教科書が使用されています。しかし、育鵬社の歴史教科書は、日露戦争後の日本による韓国併合について、ネールや孫文が日本を批判したという他の教科書では記述されている事実を記載せず、一面的な記述となっています。また、育鵬社の歴史教科書は、太平洋戦争についても、大東亜共栄圏をつくる「自存自衛の戦争」だと位置付け、同戦争がアジアを解放する自衛戦争だったという誤解を生じさせるものとなっています。

育鵬社の公民教科書については、自由法曹団が意見書「弁護士からみた育鵬社の公民教科書の問題点2020」を公表しています。詳細は同意見書に譲りますが、育鵬社の公民教科書では、憲法の三原則（国民主権、基本的人権の尊重、平和主義）

を正しく学習できません。また、同教科書では、憲法についての正しい知識を得られないために、解答に支障のある高校入試問題が多数あることも判明しています。

自由社の公民教科書は、育鵬社の公民教科書よりもさらに誤りや一方的な立場に立った記述が多く、問題が大きいと批判されています。

かかる問題点を有する育鵬社と自由社の教科書は教科書として不適切ですので、採択されるべきではありません。

なお、これまで育鵬社の歴史・公民教科書を使っていた自治体のうち、東京都教育委員会（都立中高一貫校と特別支援学校）、横浜市教育委員会、神奈川県藤沢市教育委員会、大阪府河内長野市教育委員会及び同府四條畷市教育委員会が、2021年度から使用する中学校教科書について、育鵬社の歴史・公民教科書を不採択としています。

会議及び会議録を全面公開すべきこと

教育委員会の会議は公開が原則であること（地方教育行政法14条7項）、会議録の発言者名は情報公開条例所定の非開示情報に該当しないことを踏まえ、教科書採択に係る会議及び会議録は全面公開とすべきです。

貴教育委員会は、2015年の中学校教科書採択の際には会議を非公開で行い、かつ、会議録の発言者名を非開示にしましたが、2019年8月7日の会議録では発言者名も含めて公開しており、改善されたことに敬意を表します。

以上を踏まえ、貴教育委員会に対し、下記のとおり要請します。

記

- 1 育鵬社版の歴史教科書及び公民教科書並びに自由社版の公民教科書を採択しないこと。
- 2 教科書採択に関する会議及び会議録は全面公開すること。

以上

【添付資料】

- 1 自由法曹団「弁護士からみた育鵬社の公民教科書の問題点2020」 1冊
- 2 朝日新聞記事（2020年8月5日） 1枚